災害産業保健支援チーム
(DOHAT)

活　動　要　領

文書番号：DOHAT-GL-001
版　　数：第 1.1 版（有識者会議意見反映改訂案）
施行日：202X 年 X 月 X 日
作成：産業医科大学 災害産業保健センター（DOHAT 事務局）

本要領は DOHAT 活動の最上位文書です。

下位文書：DOHAT-OP-001 自然災害対応　／　DOHAT-OP-002 原子力・化学災害対応　／
DOHAT-OP-003 一般労働衛生対応

第１章　総　則

第１条　目的

本要領は、大規模災害（自然災害、原子力災害、化学災害、新興感染症等）の発生時において、被災地域の迅速かつ持続可能な復旧・復興の実現に資することを究極の目的とし、その基盤として、復旧・復興を支える行政職員・医療福祉従事者・民間労働者・支援従事者等（以下「対応労働者」という）の生命・健康の確保および労働衛生管理を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた「災害産業保健支援チーム（Disaster Occupational Health Assistance Team：以下「DOHAT」という）」の派遣、組織、活動および維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

対応労働者の健康確保は、それ自体が目的であると同時に、被災地の復旧・復興を継続可能とするための不可欠な手段である。本要領はこの両面を一体のものとして取り扱う。

第２条　基本理念

DOHAT は、被災地の復旧・復興を支える対応労働者を対象として、被災地の産業保健機能の維持・回復を支援し、過重労働、メンタルヘルス不調、有害物ばく露、労働災害等の「二次被害」を最小限に食い止めることを使命とする。

活動にあたっては、以下の理念を堅持する。

- 被災地の復旧・復興に資することを最優先の目的とし、対応労働者の生命・健康の確保を、その不可欠な手段として位置づけること。
- 「労働衛生の 3 管理」（作業環境管理・作業管理・健康管理）を一体的に運用すること。健康管理の達成は、作業環境管理および作業管理への介入を通じて初めて可能となるとの認識に立つ。
- 「4 つのケア」（セルフケア／ラインによるケア／産業保健スタッフによるケア／事業場外資源によるケア）の枠組みを災害時に応用し、DOHAT は原則として「事業場外資源」として、被災地内の既存の産業保健体制を支援する立場で機能すること。
- 被災地の復旧・復興の責任を負う自治体・事業場の産業医・産業保健スタッフを「乗り越えて」活動するのではなく、これらを「お支えする」ことを基本姿勢とすること。
- 現地自治体、労働局、医療・保健チーム（DMAT、DPAT、DHEAT 等）と密接に連携し、職域と地域の境界を越えた包括的な支援を行うこと。
- 証拠に基づく産業保健実践（EBM）を原則とし、活動の科学的根拠を常に意識すること。
- 隊員自身の安全・健康を守る「自己完結型活動」を基本とすること。

第３条　適用範囲

本要領は、DOHAT が関与するすべての災害支援活動に適用する。対応可能なハザード

の種別および具体的な対応手順については、以下の下位文書に規定する。

文書番号	文書名	対応ハザードの概要
DOHAT-OP-001	**メンタルヘルス・労務管理支援対応手順書**	J-SPEED を用いたメンタルヘルス支援・労務管理支援
DOHAT-OP-002	**特殊災害対応手順書**	原子力・化学工場災害時の放射線・化学物質防護措置助言
DOHAT-OP-003	**一般労働衛生対応手順書**	全災害共通の労働者保護・労働衛生管理アプローチ

第２章　組織と構成

第４条　DOHAT の構成

１隊の基本構成は以下の通りとする。ただし、支援ニーズ（メンタルヘルス特化型、労働衛生工学特化型等）に応じて柔軟に変更できる。

役割	職種・資格（例）	主な役割・責任
チームリーダー（1 名）	産業医または災害産業保健に精通した医師	現場活動の指揮、隊員の安全管理、調整本部への報告
チーム員（2 名以上）	保健師、看護師、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、IH、事務局員	専門支援活動の実施、記録・報告
ロジスティクス担当（1 名）	事務局員または兼任	移動手配、物資管理、連絡調整

第５条　指揮命令系統

DOHAT の指揮命令系統は以下の通りとする。

1. 災害産業保健調整本部（以下「調整本部」という）：派遣全体の統括、ニーズ把握、チームの配置決定、他団体との調整を行う。
2. チームリーダー：現場における活動の指揮および隊員の安全管理を行う。調整本部へ定期的な報告を行う。
3. チーム員：チームリーダーの指示のもと、各専門活動を実施する。

第６条　登録制度

DOHAT 事務局（以下「事務局」という）を産業医科大学災害産業保健センター内に設置する。事務局は、所定の研修を修了した者を「DOHAT 登録者名簿」に登録し、適宜更新を行う。登録者は、派遣要請があった際、所属機関の承諾を得て活動に従事する。

第３章　関係機関との連携

第７条　連携の基本方針

DOHAT は、被災地において単独で活動するのではなく、以下の関係機関と有機的に連携しながら活動を展開する。

連携機関	連携内容
DMAT・DHEAT・DPAT・JMAT 等	保健医療調整本部内での情報共有、役割分担。DOHAT は産業保健・職域を担当し相互補完。
労働局・労働基準監督署	被災企業情報の収集、労働安全衛生法の遵守支援、過重労働対策の連携。
都道府県・市町村	派遣要請の受付、現地調整本部との連絡、行政的支援措置の確認。
産業保健総合支援センター	地域の産業保健リソースの把握、産業医・保健師のネットワーク活用。
原子力災害医療派遣チーム	原子力災害時：放射線管理・産業保健体制の協働構築。DOHAT は放射線に関する助言組織として機能（DOHAT-OP-002 参照）。
ハローワーク	被災労働者の雇用継続支援に関する情報提供・連携。

このほか、日本赤十字社、地方公務員災害補償基金推進協会傘下の自治体産業医ネットワーク、公衆衛生学会・産業衛生学会等の学術団体ならびに同学会内の災害産業保健研究会と、平時からの関係構築を含めた連携を進める。これにより、自治体産業医ネットワークを活用した平時の関係構築および災害時の連携、ならびに学術的知見の集約、活動の科学的検証および人材育成連携を図る。

第８条　保健医療調整本部への参画

DOHAT の調整本部は、被災地の保健医療福祉調整本部内またはその近傍にオンサイト本部を設置し、DMAT、DHEAT 等と情報を共有しながら産業保健の視点から活動調整を行う。

第 4 章　平時の準備

第 9 条　教育・訓練

事務局は、登録者に対し以下の研修を定期的に実施する。

研修分野	主な内容
基礎研修（必須）	災害時特有の労働衛生法規・リスク評価、産業保健の枠組みと災害対応の概論
メンタルヘルス研修	サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）、J-SPEED 健康チェックの実施法、労務管理への助言
PPE・測定機器研修	個人用保護具（PPE）の選定・装着、環境測定機器（粉じん計・ガス検知器等）の操作
特殊災害研修（選択）	放射線防護基礎、化学物質リスク評価、原子力災害医療連携（DOHAT-OP-002 準拠）
総合訓練（2〜3 年毎）	机上・要素訓練を含む複合シナリオ訓練。活動後 AAR により本要領および下位文書を改訂

第 10 条　資機材の整備

各チームまたは所属機関は、以下の資機材を常時整備し、即応体制を維持する。

- 個人装備：ヘルメット、安全靴、防じん・防毒マスク、活動服、識別用ベスト（DOHAT 表示）。
- 測定機器：粉じん計、酸素・硫化水素検知器、熱中症指標計（WBGT 計）等。
- 通信・記録：PC、モバイルルーター、J-SPEED 入力端末、筆記用具。
- ロジスティクス：食料・飲料水（3 日分）、寝袋・マット、移動用車両。

第 5 章　派遣の決定と解除

第 11 条　派遣のトリガー

被災自治体、労働局、または厚生労働省からの要請に基づき、調整本部が派遣を決定する。また、調整本部が必要と認めた場合、自治体等へ派遣の提案を行うことができる。

第 12 条　活動期間とローテーション

1 回の派遣期間は原則として「3 泊 4 日から 1 週間程度」を基本単位とする。長期化する場合は、ローテーションによる交代体制を敷く。1 日の活動時間（移動含む）は原則 8 時間以内、最大 12 時間を超えないこととし、勤務間インターバルとして最低 11 時間の休息を確保する。

第 13 条　撤収基準・引き継ぎ（出口戦略）

DOHAT の活動は、被災地の自律的な産業保健機能の回復および平時体制への円滑な移行を目指すものであり、撤収・引き継ぎは活動計画当初から想定しておくものとする。以下のいずれかに該当する場合、調整本部の判断により活動を終了する。

4. 被災地域の産業保健機能が自律的に回復し、自治体産業医・事業場産業医等の平時体制で対応可能と判断されたとき。
5. 支援ニーズが消失、または地域の産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、被災事業場の産業医その他の現地リソースへの引き継ぎが完了したとき。
6. 派遣元（支援者を派遣した組織）の産業保健機能による継続支援に円滑に移行できるとき（特に支援者支援におけるメンタルヘルスの長期フォロー）。
7. 遠隔での対応が可能と判断されたとき。
8. 安全上の理由により活動の継続が困難と判断されたとき。

引き継ぎにあたっては、個人情報保護に十分配慮しつつ、必要な情報を引き継ぎ先と共有する。心理社会的支援等、長期にわたる支援が必要となる事案については、被災地内のサポートシステム、外部支援者の派遣元、専門医療機関等への接続を計画的に行う。

第 6 章　活動内容

第 14 条　フェーズ別活動

DOHAT はフェーズに応じて活動の重点を移行させる。詳細は各下位文書（DOHAT-OP-001〜003）を参照すること。

フェーズ	主な活動	参照文書
急性期（発災〜数日）	被災状況把握、エッセンシャルワーカーへの J-SPEED 健康チェック・スクリーニング、緊急的有害物リスク評価	OP-001、OP-002、OP-003
復旧期（数日〜数週間）	復旧工事現場の巡回指導（石綿・酸欠・熱中症等）、避難所からの通勤者を含む労働者の健康相談・実態把握	OP-001、OP-003
復興期（数週間〜数ヶ月）	衛生管理体制の再構築支援、メンタルヘルス・過重労働対策、J-SPEED データの分析・報告	OP-001、OP-003

第 14 条の 2　介入の方法論：3 管理の一体的運用

対応労働者の健康保持は健康管理単独では達成し得ない。DOHAT は、健康状態の悪化が現認された場合、健康管理（モニタリング・受診勧奨・休養確保等）にとどまらず、その原因となっている作業管理（過重労働・指揮統制の乱れ・役割の不明確化等）および作業環境管理（休憩・宿泊・食事等の生活基盤、安全衛生体制等）への介入を、被災地内の指揮命令系統に対する助言を通じて行う。

能登半島地震における活動知見からは、指揮統制の乱れと疲労度・パフォーマンス障害・離職リスクの上昇との関連が示唆されており、健康指標の悪化は組織運営の課題を示すシグナルとして取り扱う。

第 14 条の 3　支援対象に関する留意事項

DOHAT の主たる支援対象は被災地の対応労働者であるが、災害現場では以下の者が産業保健の枠組みから漏れやすいため、特に留意する。

9. 災害ボランティア：派遣元事業場における産業保健体制の対象外となるため、被災自治体・関係団体との協議のうえ、必要な健康管理上の助言を行う。
10. 自治体職員：地方公務員であり、自治体産業医の配置状況に応じて産業保健の手厚さが大きく異なる。被災規模・自治体規模に応じて、自治体産業医を支える形で支援する。産業医が不在または機能していない被災自治体に対しては、災害時の活動と並行して、平時の産業保健体制の構築を支援することがあり得る。
11. 医療・福祉従事者：被災者であると同時に支援者である。組織立て直しを含めた包括的支援を行う（DOHAT-OP-004 参照）。

12.　被災地外から派遣された支援者：派遣元の産業保健機能と連携し、派遣後の長期フォローアップ（1・3・6ヶ月時点等）が確実に実施されるよう留意する。

第 7 章　安全管理とロジスティクス

第 15 条　自己完結の原則

派遣チームは、活動に必要な食料、飲料水、寝具、移動手段について、原則として自ら確保する（自己完結型活動）。ただし、調整本部は必要に応じてロジスティクス支援を行う。

第 16 条　隊員の健康管理

- チームリーダーは、毎朝夕に隊員の健康状態をチェックし、過度の疲労やストレスが認められる場合は活動を制限する。
- 活動終了後、全隊員に対してデブリーフィングを実施し、必要に応じて心理的ケアを行う。
- 派遣終了後、1 ヶ月・3 ヶ月・6 ヶ月時点でメンタルヘルスフォローアップを実施する。

第 17 条　Fit to Work の判断

以下のいずれかに該当する者は、原則として高リスク活動から除外する。

- 妊娠中または妊娠の可能性がある者（特殊災害時）。
- コントロール不良の基礎疾患を有する者。
- 直近の健康診断で「要治療」判定があり、医師による就業制限がある者。

第 8 章　報告と記録

第 18 条　活動記録

活動記録は、情報の迅速な共有と一元管理を図るため、原則として Microsoft Teams および OneNote を用いて作成・蓄積する。チームは日次活動報告書を調整本部に提出し、重要事項については J-SPEED システムを通じてリアルタイムに共有する。

第 19 条　情報の取り扱い

活動中に得た個人情報および企業秘密については、厳重に管理し、本目的以外に使用してはならない。

第 9 章　費用負担および雑則

第 20 条　費用負担

DOHAT の活動は、被災地の復旧・復興を支えるものであり、その費用負担は被災規模・被災地域・活動内容に応じて、国（厚生労働省・内閣府等）、都道府県・市町村（被災自治体）、派遣元の所属機関、受援団体等が、それぞれの責任の範囲において分担すべきものとする。

派遣に伴う旅費、消耗品費、手当等の費用については、恒常的な予算措置が確立されるまでの間、原則として受援団体、派遣元自治体または国等との協議に基づき、実費相当分を個別に請求する仕組みとする。

事務局は、災害規模に応じた費用負担スキームの制度化に向け、関係省庁との協議および学術団体との連携を継続的に進める。

第 21 条　特殊災害への準用

本要領は、大規模な新興感染症や原子力災害等の特殊災害が発生した際の産業保健支援活動についても、必要に応じて準用する。その際、放射線防護等の専門的な知識や特殊な装備を要する活動については、下位文書 DOHAT-OP-002 に基づき対応する。

第 22 条　改訂

本要領は、大規模災害の発生後、または最低年 1 回の定期見直しにより改訂を行うものとする。改訂は事務局が原案を作成し、有識者会議および DOHAT 登録者の意見を反映させたうえで施行する。

付則　本要領は、202X 年 X 月 X 日より施行する。

作成：産業医科大学 災害産業保健センター（DOHAT 事務局）